

第7回近畿圏大深度地下使用協議会幹事会の概要について

1. 平成30年6月6日（水）14時より、大阪合同庁舎第一号館第一別館2階大会議室において、第7回近畿圏大深度地下使用協議会幹事会が開催された。
2. 幹事会では、寝屋川北部地下河川について、大深度地下使用法第10条に基づく認可の申請が、事業者である大阪府から国土交通大臣になされたことを受け、協議会構成員への情報共有を図るため、認可の申請概要の周知等がなされた。主な内容は、以下のとおり。
 - (1) 使用の認可に関する処分の手続きについて
 - 国土交通省都市局都市政策課より、大深度地下使用法に基づく使用の認可に関する処分の手続きの流れについて説明があり、寝屋川北部地下河川については、2月28日に事業者である大阪府から国土交通大臣に認可の申請がなされ、5月11日から5月25日までの間、公告・縦覧が行われたこと、今後、必要に応じて、公聴会の開催、学識経験者からの意見徴収、協議会の開催の 절차が行われることの説明がなされた。
 - (2) 寝屋川北部地下河川の使用認可の申請について
 - 事業者である大阪府（寝屋川水系改修工営所）より、認可の申請の概要について説明がなされた。

以上